

# 給与支払報告書の提出について

市の税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、給与支払報告書は個人住民税の税額計算を行う上で大変重要な資料です。本紙及び別紙をよくお読みになって、正確な給与支払報告書の提出をお願いします。

また、黒石市では、所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方を個人住民税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施をお願いしています。そのため、原則として全従業員を特別徴収する必要があります。事業所の希望により、普通徴収を選択することは出来ませんので御注意ください。

## 【提出期限】

令和5年度（令和4年）分の給与支払報告書の提出期限は**令和5年1月31日（火）必着**です。

※課税事務の都合上、**令和5年1月18日（水）**までの提出に御協力をお願いします。

## 【提出対象者】

令和4年中に給与等を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む。）です。

- ・令和5年1月1日現在の在職者については給与の支払額の多少にかかわらず、全て提出が必要です。
- ・令和4年中の退職者については、支払額が30万円を超える方は提出が義務付けられています。30万円以下の方の提出義務はありませんが、適正課税のため提出に御協力をお願いします。

※所得税の源泉徴収税額がない方や、年末調整をしていない方、個人で税務署へ確定申告される方などの分も提出が必要です。

## 【給与支払報告書の提出】

提出先は、給与所得者の令和5年1月1日現在における住所地の市区町村です。

- ・住所地が黒石市である方については、下記の【提出先】に郵送又は持参してください。
- ・年の途中で退職された方は、退職時の住所地の市区町村に提出してください。

※電子申告（エルタックス等）を御利用の場合、紙による給与支払報告書（総括表、仕切り紙及び個人別明細書）の提出は不要です。しかし、電子申告（エルタックス等）で普通徴収とする方がいる場合、注意していただく点がありますので、詳しくは別紙「個人住民税の特別徴収について」を御確認ください。

## <提出時の留意点>



- ㊦について……………給与支払報告書（総括表）の記載要領を確認の上、記入してください。
- ㊩・㊧について……………特別徴収・普通徴収の各個人別明細書の先頭に、必ず仕切り紙をはさんでください。また、各仕切り紙にはそれぞれの徴収区分の人数の合計を記入してください。
- ㊨・㊫について……………給与支払報告書（個人別明細書）の記載要領を確認の上、記入してください。（2枚複写及び3枚複写の1番上の用紙が市町村提出用です。）

※令和4年度（令和3年分）の給与支払報告書を電子申告（エルタックス等）以外で提出した事業者には、総括表及び仕切り紙を同封しておりますので、必要に応じて使用してください。なお、総括表及び仕切り紙は黒石市のホームページにも掲載しております。

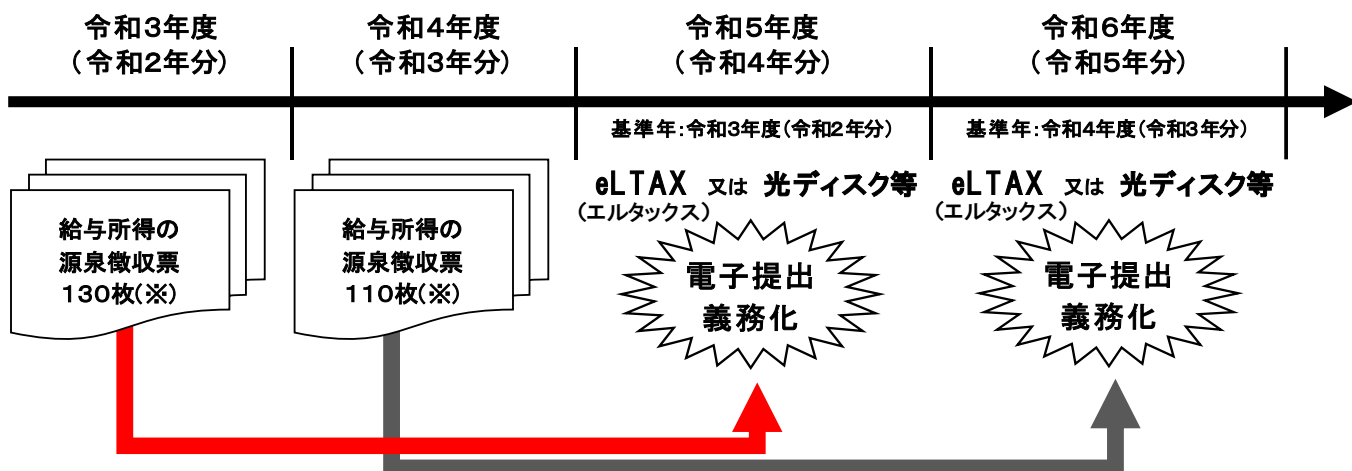
## 【提出先】

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号  
黒石市役所 税務課 住民税係  
電話：0172-52-2111（代表）

## ◆給与支払報告書の電子提出義務化について◆

平成30年度の地方税の電子化に係る制度改正により、令和3年度（令和2年分）の給与所得の源泉徴収票を税務署へ提出すべき枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）であったとき、令和5年1月1日以降に提出いただく給与支払報告書については、紙による提出ではなく、電子申告（エルタックス等）による提出が義務付けられています。

※提出枚数：各税務署に提出した枚数の合計



## 【特別徴収税額決定通知の受取方法の選択について】

市では、電子申告で給与支払報告書を提出し、電子データで特別徴収税額通知の受取を希望している事業者に対して、電子化した特別徴収税額通知に電子署名を付与して法的効力を持たせた通知（正本データ）又は、事務の参考用としてのみ活用可能な通知（副本データ）の提供を行っております。

電子申告で給与支払報告書を提出される事業者は、以下の①～③について確認の上、希望する受取方法に設定する等所要の手続きを行ってください。

### ①電子データ（正本）で受け取る場合

- ・特別徴収税額通知を電子化し、正本データとしてエルタックスを通して送信します。
- ・通知先 e-Mail に設定したアドレスに電子データの到着を知らせる電子メールが送信されます。
- ・特別徴収税額通知の正本、副本となる書面は、送付しません。
- ・特別徴収の税額に変更があった場合は、特別徴収税額通知（当初分）と同様に正本データとしてエルタックスを通して送信します。

### ②書面（正本）と電子データ（副本）で受け取る場合

- ・特別徴収税額通知を当初賦課（5月中旬送信予定）分のみ電子化し、副本データとしてエルタックスを通して送信します。
- ・通知先 e-Mail に設定したアドレスに電子データの到着を知らせる電子メールが送信されます。
- ・特別徴収税額通知の正本を書面で通知します。
- ・特別徴収の税額に変更があった場合は、電子データで送信せず、書面でのみ通知します。

### ③書面（正本）で受け取る場合

- ・特別徴収税額通知は書面でのみ通知します。
- ・正本データ及び副本データは送信されません。
- ・特別徴収の税額に変更があった場合も書面でのみ通知します。

●いずれの場合も従業員の方へお渡しいただく特別徴収税額決定（変更）通知書（納税義務者用）は、郵送します。

●詳しい設定方法等については、エルタックスのホームページを御覧になるか、使用している電子申告システムを提供している事業者等に御確認ください。